理事の報酬等の額について

常勤役員の報酬額について、下記のとおりとしてよろしいかお諮りします。

記

報酬について

(1)対象者 常勤役員1名

(2)報酬額 年額 810万円以内

〔参考〕(1)定款から抜粋

- 第29条(報酬等) 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会で別に定める。
- (2)競走馬育成協会役員の報酬等の支給に関する規程により支給規程抜粋(報酬額等)
 - 第2条 役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額表は別表のとおりとする。 2 前項に定める報酬のほか、役員に対しては、通勤交通費等及び旅費を 支給することができる。

別表

<u>//14X</u>		
役職	本俸	役員手当
副会長理事	498,500円	172,000円